参考様式第5－1号

農機第3052号－1
令和6年12月13日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

米子市長　伊木 隆司

市町村名 （市町村コード）	米子市 (31202)
地域名 （地域内農業集落名）	淀江地区 （淀江、今津、北尾・上淀、稲吉・高井谷、中西尾・本宮、西尾原・富繁、福頼・福井、亀甲・中間、平岡・小波上、小波浜・佐陀）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月30日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載しております。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載しております。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地区は、主に平野部では水稲栽培、中山間部では果樹栽培が盛んな地域であり、多面的支払機能交付金事業を活用して農用地の保全管理に務めており、担い手を中心に地域全体で農用地を守っている。今後は担い手不足や後継者不足により耕作放棄地の発生が懸念されることから、農地をどのように引き継いでいくかが課題である。現在、淀江・西原地区で約40haの農地基盤整備を行っており、令和9年度の完成後は担い手へ集積、集約化する予定である。まだ地域には一筆あたり1a程度と小さく、水が不足する農地があり基盤整備事業の活用等の対策について検討する必要がある。

（2）　地域における農業の将来の在り方

これまでと同様に主に水稲栽培、果樹栽培を継続しつつ、玉葱、白ネギのような高収益作物の栽培を増やす。水が不足する水田については、大豆を栽培するなどの対策をおこない、インフラ再整備を含めた農地基盤整備事業や積極的なスマート農機の活用により、営農の効率化及び省力化を図る。また、定期的に担い手同士で農地利用について話し合いの場を設けることで、農地の集積、集約化を図る。今後も多面的支払機能交付金事業を継続的に活用し、地域全体で農地を保全管理をおこなう。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

※令和6年12月現在

区域内の農用地等面積	543.0　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	543.0　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則として、農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載しております。

３　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
当地区の担い手への農地の集積、集約化に向けて、認定農業者等の担い手同士で農地利用について毎年協議を行う。
（2）農地中間管理機構の活用方針
原則として、当地区内の農地の貸し借りについては農地中間管理機構を活用していく。また、農地中間管理機構と協力し、担い手への農地の集積、集約化を加速させる。
（3）基盤整備事業への取組方針
営農の効率化及び担い手への農地の集積、集約化を加速させるため、、現在実施している農地整備事業の範囲外の西原・富繁・福井・小波上地区で水路等のインフラの再整備を含めた農地の大区画化（農地１筆あたり1.0ha程度）を目的とする基盤整備事業の活用を検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の受け入れを促進し、安定的な所得確保のためにサポートを行う。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる除草、防除作業等は、農業支援サービス事業体の活用を検討する。人手が必要な時期には、人材派遣サービスの活用を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載しております。）

☐	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	☐	④輸出	☑	⑤果樹等
☑	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】
②小豆等の特別栽培を検討する。
③補助金等の支援制度を活用し、ICT自動操舵システム等のスマート農業の実施を検討する。
⑤主に梨の栽培を継続していく。
⑥蓮華、菜の花の栽培を検討する。
⑦多面的機能支払交付金事業を継続的に活用し、適正な農用地の保全管理活動をおこなう。未実施地域については事業の活用を検討する。